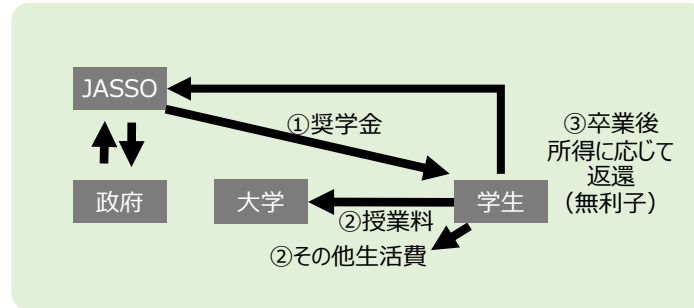


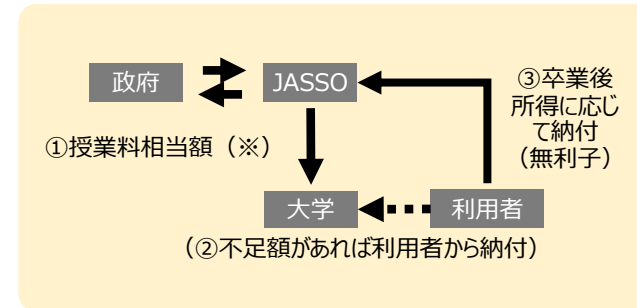
(1) 授業料を不徴収とする方法

- ・令和6年度から早急に開始するため、実務は日本学生支援機構（以下「機構」という）が担う。
- ・授業料相当額について、機構から大学院に年1回又は2回支払う（学生、大学、機構の三者による契約に基づき、大学が代理受領）。

(参考) 現行の貸与型奨学金における所得連動返還方式



在学中は授業料を徴収せず、卒業後に所得に応じて柔軟に納付する新たな仕組みのイメージ



(2) 対象学生

- ・当面の対象課程：修士課程及び専門職大学院
- ・制度趣旨上、理想的には全員利用することが望ましいが、新たな制度は、機構の業務の範囲として、経済的に困難を抱える優秀な学生を対象として行われること等から、以下のいずれかの年収要件を設けることとし、案2の場合の詳細は財源等を勘案しつつ政府部内で検討する。

(報告案) 希望者が利用することとし、年収要件については、現行の修士段階の貸与型奨学金の基準をベースに、財源等を勘案して今後政府部内で検討する。その際、子供を持つ学生に対して配慮すること、社会人入学者が離職等を伴う場合は（前年の年収ではなく）入学時点の年収で判定可能とすることも含めて検討する

※ 現行の修士段階の貸与型奨学金においては、親からの仕送り等を含めた本人の収入（配偶者がいる場合にあっては、配偶者の収入を含めた上で、機構が定める額（参考1参照）を控除した額）が年299万円（研究能力が特に優れている者等は389万円）以下の場合に対象となる。親の収入等が直接的な判定基準となることはなく、また、子など扶養親族に係る控除は設けられていない。

(3) 機構から大学に支払う額（すなわち、卒業後に納付すべき総額）

- ・大学院の授業料の標準額等をベースにして、財源等を勘案しつつ政府部内で検討する（卒業後の納付額が過大とならないよう上限を設ける）。
 - ※生活費に係る貸与型奨学金を別途受けることも可能とする。
 - 生活費に係る貸与額奨学金の金額・年収要件等については、卒業後の授業料の納付と貸与型奨学金の返還を合わせた額が過度にならないよう、授業料支援との合計額等を現行の貸与型奨学金と同水準とする方向で、必要な見直しを行う。

（４）卒業後の所得に応じて納付する額（月額）

現行の無利子奨学金における所得連動型返還制度との整合性を考慮し、以下のとおりとする。

① 課税所得の９％を12等分した額を毎月納付

② ただし、一定年収を下回る場合（※）は定額 （報告案）月額2,000円など一定の最低納付額を設定

※現行の所得連動においては、単身世帯の場合146万円（年収から各種控除を行った後の課税所得の9％を12等分した額が2,000円を下回る年収）

（報告案）①の所得の計算については、基本的に、現行の無利子奨学金における所得連動返還型制度と同様、地方住民税の「所得割」のもととなる額が想定されるが、**大学院修了直後の納付者の結婚や子育てを後押しする観点から、年少の子供を扶養する場合には独自の所得控除を措置**することについても、財源等を勘案しつつ政府部内で検討する

②の「一定年収」の額は以下のいずれかとし、案２の場合の詳細は財源等を勘案しつつ政府部内で検討する。

（報告案）②の「一定年収」の額については、**現行の無利子奨学金における所得連動返還型制度**において、所得に連動した返還額となり始める年収（**単身世帯の場合約146万円**）よりも大きい値を設定することを検討する（※）。**例えば単身世帯で年収300万円などとし**ることなどが考えられる（参考２参照）が、詳細については、財源等を勘案しつつ政府部内で検討する。
なお、就職１年目の納付額は、一定の納付額を設定する、又は、在学中の年収を基に判定することも含めて検討する。
※より早く納付を終えたい者のニーズに合わせ、繰上納付を可能とすることも検討する。

- ・納付期間は、所得に応じた納付額（３）の額に達するまでとする。なお、卒業後の所得等に応じて授業料よりも多く納付するといった案も考えられるが、経済的困難により本制度を利用せざるを得ない学生が、在学中に一括で支払う学生よりも多く負担を求められることは、公平性の観点から適当でない。
- ・卒業１年目は課税所得が存在しないため、納付額の扱いは財源等を勘案しつつ政府部内で検討する。

（報告案）一定の納付額を設定する、又は、在学中の年収を基に判定することも含めて検討する

(5) 大学の実務上の論点の例

これらの点について今後、大学の実務等を踏まえて事務的に検討を進める。

- ・大学の学内規程の整備、学生への周知などのための準備期間として1年以上程度必要
- ・(3)の額が授業料を上回る場合の取扱い
- ・入学の意思表示の確認(本人からの授業料の振込をもって入学の意思表示とする大学が一定数存在)
- ・授業料減免(夏頃に決定する大学が一定数存在)の対象となる学生、授業料の第三者負担(企業等)がある学生、修士課程長期履修制度を利用する学生など、授業料の支払いについて特別な事情のある者の取扱い
- ・休学、留年時などにおける制度の継続利用の可否
- ・中退時の扱い(機構から大学に支払う前／後に中退した場合に、授業料の納付／返金は誰から誰に対して行うか等)
- ・会計基準上の処理

等

(6) その他関連する論点

- ・卒業後の納付が困難となる場合の対応(現行の貸与奨学金における返還猶予との整合性、機関保証など)

(報告案) 災害、疾病などで納付が困難となった場合の**納付の猶予**、心身の障害などによって今後納付ができないと認められる場合等の**納付の免除**については、**本人の申出に基づいて可能とすべき**である。

(報告案) ・納付が将来世代における支援の原資となること、・機構の事務の範囲内で実施されるため、法律的な扱いは、学生と機構との間の貸借契約となること、から、**仮に納付が滞った場合のために、原則として債務の保証が必要**となる。他方、「受益してから納付する」という**制度趣旨から考えれば**、本来的には**保証は必要ないという考え方**もできる。こうした点を踏まえ、**保証の要否及び保証を付す場合の適切な在り方について、財源及び利用者が卒業後に債務不履行等に陥るリスク等を勘案しつつ、政府部内で検討**する。

- ・複数の学校種での利用ケースへの対応(現行の貸与奨学金では、学部と大学院それぞれで所得連動返還を利用する場合、それぞれの利用に対して所得の9%ずつ返還)

(報告案) また、学部・博士段階の貸与型奨学金において、所得連動返還型制度を選択した者について、①学部・博士段階の返還及び②修士段階の授業料の納付の両者について課税所得の9%を納付する(すなわち、**課税所得の18%ないし27%を納める**)**ことについては、所得に応じた無理のない納付額とする観点から変更の余地があるという考え方と、在学中に利用した支援額が多いことを受けたものであって、返還・納付の長期化を避けるためにはやむを得ないという考え方とが存在**する。こうした観点を踏まえ、**適切な在り方について、財源等を勘案しつつ政府部内で検討**する。

- ・大学、学生、社会人への周知
- ・初等中等教育段階における周知
- ・卒業後の納付支援策の充実(業績優秀者に係る卒業後納付額の減免、企業による代理納付の推進、博士課程在籍者や博士課程修了者の待遇改善など)

(報告案) **業績優秀者については、全部又は一部納付を免除**する優遇措置の対象とすることが適当